

水道量水器検針業務及び水道料金収納業務の委託に関する規程の一部を改正する規程

水道量水器検針業務及び水道料金収納業務の委託に関する規程（平成15年水道部管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「前項の」を「前2項の規定による」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 新たに検針人となった者の随行検針（研修として他の検針人に随行することをいう。）に係る委託料については、前項第1号に定めるところにより算出した額に2分の1を乗じて得た額とする（円未満は切り捨てる。）。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。